

議 長

続いて、圓山議員の一般質問を行います。3番圓山議員。

(午前11時12分)

3番

圓山議員

改めまして、おはようございます。3番議員の圓山でございます。

先ず始めに、この度、豪雨災害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げます。これから質問に入ります。

今日現在、世間では、人間の命にかかわるコロナの収束を願う事件が発生しています。また、7月には2年前に匹敵するほどの甚大な洪水の被害も発生するなど、次から次へと災難に見舞われております。そんな中ではありますが、急峻で複雑な地形を為している典型的な中山間地域である、我が川本町では、鳥獣被害も深刻な問題となっております。イノシシ、サル、クマ、シカなどに農産物が食べられたり、田畑を掘り起こされたり、私たちが通る道でさえも崩壊してしまうといったような、直接的、間接的に受ける被害は甚大であります。川本町内では、さほど目立った被害はありませんが、シカによる樹木の被害を受け、森林における日本特有の生態系バランスが崩れてしまう被害などもあります。毎日の暮らしの中で家庭菜園を生きがいとされている農業者の方や、もちろん新規就業者や、法人格を持って会社としての農業を営むようなスケールの方にとっては、深刻で且つ死活問題であります。防御しても学習能力のあるサルは、賢すぎて人間の方が参ってしまう有り様です。一度被害にあってからそれを防ぐのは、実は至難の業です。その場所で美味しい思いをした動物たちは、その後、我々人間が様々な防護柵をしてみても、その恐怖以上に、その食べ物が「美味しい思い」に対する執着の方が勝る場合が圧倒的に多いためだとも言われてます。このような被害に遭うと、お年寄りたちは、野菜を作る意欲がなくなって、いずれは田畑が荒廃してしまいます。ましてや、新規就業者や法人格の農業経営者の方たちも安定した生活を送ることは、たいへん難しくなって後継者も育てることが出来なくなります。我が町だけでなく、全国の中山間地域の農業者の方は、今、私が申したように獣害で困っている人がたくさんいると思います。本当に何か良い策はないものでしょうか。長年、苦しめられている鳥獣被害、その都度、対策も講じておられますが、その対策の現状と効果についてお伺い致します。

また、集落内での追い払いなど少人数がいくら熱心に取り組んでも効果は上げられません。負担が集中してしまい長続きしません。防護柵や防護ネットは設置したら終わりではなく、整備をしっかりとしなければなりません。その後の管理や整備も持続させない限り、徹底した防御にはなりません。対策としては、収穫物は、動物に盗られる前に採るや、実のなる木は低く剪定すること。田んぼにクズ野菜を捨てない。長年、収穫せず放置している木に関しては伐採する。防護柵を設置する。公益団体である猟友会との連携を図り。被害住民との連携意識で害獣を引き寄せないための環境改善を行う、などが上げられますが、なかなかお年寄りが柵を作って家庭菜園をする事は難しく、

3番
圓山議員

自分自身では出来ない方がいらっしゃり、人を頼んで作業してもらおう。要は資材費プラス人件費が生じる負担になっているケースがあります。防護柵を設置するのもたいへんな作業です。

ここで2つ目の質問です。猟友会と駆除班との関係性について。支配や依存に基づいているものなのか。お互い主体的な繋がりによるものなのかを、お伺い致します。

また、3つ目として、我が川本町に有害鳥獣駆除実施隊が無いのは、なぜでしょうか。それもお伺いします。

続いて、2009年に中倉地区で県のモデル事業として緩衝帯を作られました。野生鳥獣の棲みどころになり得る集落周辺の手入れ不足の人工林を間伐したり、放置竹林を整備することで人間の居住空間と野生鳥獣のテリトリーの棲み分けを行う事を目的としたもので、翌年の夏以降にはサルの出没が激減したと言われてます。しかし、伐採後の竹などの除去が完全でなかったり、継続的に管理することが困難であったため、数年後にはサルが勝ったようですが。ここで、最後に実際に施工された中倉地区の緩衝帯について、町としての評価をお伺い致します。以上、4点の質問を致します。

議 長

それでは、圓山議員の質問、「鳥獣被害の現状と対策について問う」に対する、答弁をお願いします。番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長

3番圓山議員の「鳥獣対策の現状と対策について」にお答えします。

1項目めの「長年にわたり苦しめられている鳥獣被害について、その都度対策を講じているがその対策の現状と効果を問う」についてです。

昨今の本町のような中山間地域での農業における課題は、鳥獣被害であります。また近年では、人の住んでいる地域である公園や庭先などでも地面が荒らされるなど、被害が見られるようになってきました。対応するため以前から、猟友会を基本にした駆除班を編制し、鳥獣被害対策の先頭に立ち、取り組んでいただいております。また、農家の皆さんへは、防護柵設置のための支援及び研修により意識の向上を図って頂くよう取り組んでおります。

さらに、平成30年度からは有害鳥獣対策専門員を配置し、防護柵を設置された方への確認や・指導を行って来ました。しかしながら、耕作放棄地の増加や追い払いが十分にできていないなどの問題により、先ほどの中平議員のご質問の答弁にありましたように、サルの駆除数は倍増しておりますが、全体としては鳥獣の出没や被害としては年々増えております。

2項目めの「猟友会と駆除班との関係性について問う」についてでございます。

有害鳥獣駆除班は、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の適切な駆除の実施のため、農業協同組合、森林組合、猟友会等と協議の上、編成することになっております。その人選については、町内に住所を有し、狩猟免許を有し経験が豊富である方を人選することとしておりますが、本町の場合、結果として、

番外湯浅産
業振興課長

猟友会と駆除班は、ほぼ同一の方で構成されている状況であり、狩猟としての活動意識と、駆除として農地や農業を守る二つの意識を持つこととなります。

3項目めの「川本町では有害鳥獣駆除実施隊がないのはなぜかを問う」についてです。

鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣被害防止特別措置法に基づいて、町が設置することができ、捕獲や保護柵の設置等の実践的な活動を担う、いわゆる被害対策チームで、県内では、11市町村が設置しております。

特段の資格要件はありませんが、捕獲に従事する方につきましては狩猟免許が必要となります。隊員は、町長が町職員から指名する者や、対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者で構成し、民間の隊員は町の非常勤職員としての身分を有することとなります。また、実施隊を設置した場合、狩猟免許取得者にとっては狩猟税の減免や公務災害の適用などのメリットがあります。「具体的な活動内容は、鳥獣の捕獲等はもちろん、追い払いや集落の点検見回り、侵入防止柵や緩衝帯の設置など、あらゆる対策が含まれております。本町におきましては、まずは、農業者をはじめ、地域の皆様に、地域を自分たちで守るという気運を啓発する活動を継続し、意識を醸成していくことが不可欠であると考えております。

その上で、近隣や県内市町による取り組みや実態等の成果を調査し、本町での実施帯設置に向けて、研究してまいります。」

4項目めの「2009年に施工された中倉地区の緩衝帯について評価を問う」についてでございます。

中倉地区では、2009年度、和暦で言いますと平成21年でございますが、県のモデル事業を導入し、地域が一体となって、サルを集落に引き寄せない取り組みと追い払い活動に取り組まれておりました。具体的には、緩衝帯を設置するだけでなく、出没状況調査、誘因物除去、追い払いを実施し、電気柵を設置するなど、総合的に取り組まれました。

結果として、サルの出没や被害発生件数が大幅に減少し、とりわけ、集落が一体となって活動した緩衝帯の設置や追い払いに、効果が見受けられました。個々の対策だけではなく、状況に応じて改善を施し、サルが慣れることのないように複合的に対策を展開することで、効果と呼び込むことが実証された、有意義な取り組みであったと評価しております。

議 長

ただいまの答弁に対して、再質問がありますか。3番圓山議員。

3番
圓山議員

猟友会イコール駆除班であるという事ですが、町民の方が、住民が罾や駆除に対して猟友会の方をお願いされたんですけども、受け入れてもらえないケースもあったみたいです。猟友会に所属していれば、年間の維持費も多くいるでしょうし、そのために食肉として適した時期に捕獲し、利益を得ない割に合わないとも思われますし、年間の維持費、更新費用なども結構い

3番
圓山議員

るのではないのでしょうかね、そう思うんですが、そういういろいろな思いもある中で、やはり手当てを付けてでも、住民の願いを受け入れることの出来る窓口を作るために、手当てを付けてでも明確に活動していただける駆除実施隊が必要だと思います。お答えをいただいた中で、検討するとありますが、早々に前向きに設置してもらえる方向でみてても、よろしいのでしょうか。

議 長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長

はじめに猟友会と駆除班の事をご指摘されました。或いは駆除班の方に対する経費の事もご指摘がありました。基本的には農家が狩猟免許を取得されて、猟友会の加入なり駆除班に入られて駆除を行うというのは基本であろうかと思えます。猟友会に所属するという事は、先ほども言われましたように、会費だとか経費が要る訳でございますが、事務的な事をですね、一括して猟友会の方でやっていただけるだとか、安全な狩猟技術ですとか、吸収できるものも多くあると思えますので、入会されても損は無いのではないかなというのが一点でございます。何れにしましても、捕獲の促進という事で、狩猟免許、或いは駆除班の育成という事を考えていかなければならないというふうに考えております。それから有害鳥獣駆除実施隊の事でございます。先ほど検討するというところで、これは現時点も検討はしております。この駆除実施隊の設置にあたりましては、先ほど申しましたように、町の非常勤職員となるという事で、隊員の報酬ですとか、公務災害など条例措置するというところがございます。そういった事を基本に町長が隊員を任命・指名するという手続になってまいります。これによりまして、隊員になられた方はですね、銃刀法の技能講習の免除ですとか、狩猟税の免除、そういったメリットがございます。農家それから狩猟免許取得者、町で連携してですね、設置・活動するという事が基本になりますので、今後も必要に応じて農家の皆さんなどに周知いたしまして、そういった気運が醸成するような事になれば、更に検討を深めていきたいというふうに思っております。

議 長

再質問がありますか。3番圓山議員。

3番
圓山議員

そうですね、住民の皆さんが元気なうちに、そういう事が成り立てば、ほんとはよろしいんですけれども。あとですね、サルの場合は常にいつ出るかと身構えておるわけにはいかず、群れがよく出る場所を把握しておかなければ、集団で追い払うという効果が求められませんし、これだけでは追い払いに関して大きな効果があるとは期待は出来ていないんですけれども、いろいろな策があれでしょうけれども。何か動きをつくらないと、このままではほんとに非常に危ない状況になるんじゃないかなと思ってます。いろいろ考えてみましたけれども、なかなか良い案が浮かばないんですけれども。もちろん実施隊を設けてもらう事も大事な駆除方法の1つですが、もう1つ私個人の提

3番
圓山議員 案なんですけれども、思い切ってもう一度、緩衝帯を作ってみてはいかがで
しょうかと思います。実施したい場所は無量大にあるわけなんですけれども、中
平議員も仰ったように環境税なども有効に利用していただき、県と連携の
うえ調査し、効果のある場所、数カ所を候補に、最終的には残材の取り除き
までをするという形で試みたらどうかと、私個人では提案したいなと思っ
てるんですが、考えをお伺いします。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長 平成21年度に中倉地区で活動されたような緩衝帯の設置についてのご指
摘でございました。緩衝帯はですね、耕作放棄地や手入れが出来ていない里
山などにある草や木ですとか、小さな木々。或いは不要木の間伐。また放任
果樹の伐採などを行いまして、見通しが良くなるようにした区域を作る事
であります。緩衝帯を作る事で野生鳥獣の潜む場を無くして、農地への侵入を
抑制するものができるものであります。ただ、これを設置しただけではなく、
集落が連携した追い払い、それと皆さん積極的に行っておられます防護柵な
どの設置。それから駆除班に担っていただいております捕獲駆除、それらを
併せる必要があります。それから緩衝帯の設置後でございますが、維持管理
といった集落で話がまとまって活動出来る事が必要になってまいります。今
後、集落の取り組みを研修会など、いろんな場面で説明していきまして、そ
の中で集落での合意が得られれば、国の鳥獣被害防止総合対策交付金という
ような、有利な交付金もございます。或いは、ご指摘のあった森林環境譲与
税、それから県の林業関係の補助金などもございますので、そういったもの
を活用を検討しながら、緩衝帯設置を支援する事が出来るのではないかと
いうふうに考えております。

議 長 再質問がありますか。3番圓山議員。

3番
圓山議員 これからも完全に消滅する事のない鳥獣駆除に対して、いろいろな試みを
住民と共に常に町がフォローしながら続けていただき、安全安心な暮らしが
出来る事を重ねて希望いたしまして、私の質問はこれで終わります。

議 長 はい。答弁はよろしいですね。
（「はい、よろしいです。」の声あり）

々 以上で、「鳥獣被害の現状と対策について問う」の質問を終了いたします。

々 これをもちまして、圓山議員の一般質問を終了いたします。
ここで、暫時休憩といたします。
午後の再開は、午後1時00分と致します。 （午前11時33分）

